

「長崎県のまき網漁業」

—過去から現在、そしてこれから—

長崎県旋網漁業協同組合

専務理事 小 坂 安 廣

第 521 号
(第 45 巻 第 5 号)

編 集 財団法人 東京水産振興会
発 行

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的な見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかつてわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会
(題字は井野碩哉元会長)

目次

「長崎県のまき網漁業」

—過去から現在、そしてこれから—

第五二二号

はじめに.....1

〈過去から現在〉

一、東シナ海における長崎県漁業の推移と今後の課題.....4

二、長崎県のまき網漁業の現状.....15

三、長崎県まき網漁業の課題.....21

〈そしてこれから〉

四、課題解決へ向けての、現在・そして今後の取り組み.....32

おわりに.....69

時事余聞 編集後記

小坂やすひろ
坂安廣



略歴

▽一九四四年...長崎県生まれ
一九六六年...現(株)水産大学校卒業

一九六七年...長崎県入庁
一九八六年...同東京事務所農林水産課長

一九九五年...同対馬支庁農政水産部長
一九九八年...同水産部生産流通課長

二〇〇〇年...同総合水産試験場長
二〇〇六年...長崎県旋網漁業協同組合専務理事就任、現在に至る

「長崎県のまき網漁業」

—過去から現在、そしてこれから—

長崎県旋網漁業協同組合

専務理事 小坂 安廣

はじめに

長崎県は、日本列島の西端に位置し、その西は東シナ海を経て韓国、中国へと接している。

また、壱岐、対馬、五島列島など多くの離島を有し、それらの島を含む長崎県の海

北海道に次ぐ水産県、まき網漁業は長崎県の漁獲量の三分の二を占める

域は、九州全土にほぼ匹敵する広大な水域を有している（図1の概略図参照）。従って、これらの海域で行われる漁業は多種多様であり、北海道に次ぐ水産県としての地位を保ってきた。

しかしながら、二〇〇海里時代に入り、東シナ海漁場での韓国、中国との漁場競合や沿岸漁場での資源の減少など、右肩下りの厳しい状況が続いている。

そのような中、長崎県の漁業の中でもまき網漁業は、依然として長崎県の漁獲量の三分の二を占め、基幹漁業としての地位を保っている。

そしてまた、まき網漁業の漁獲物は、鮮魚で出荷されるだけではなく、煮干しや塩干品など各種加工品の原料として、養殖漁業の餌料として、水産業全般に活用されている。

さらに、まき網漁業の存在が、造船、船舶機器、漁具・漁網、燃油、魚市場関係、流通関係、運輸関係、外食関係、そして各分野の雇用など、実に多くの分野の産業と密接につながっており、長崎県内外の経済にもたらす影響が計り知れないすそ野の広い漁業である。

そのような長崎県の基幹産業としてのまき網漁業が存続し、その振興を図っていくためにも今回、その「過去、現在、そしてこれから」について述べてみたい。



図1. 長崎県海域概略図

東シナ海漁業の主体は、「大中型まき網漁業」と「以西底びき網漁業」であり、県水産業を牽引してきた

〈過去から現在〉

一・東シナ海における長崎県漁業の推移と今後の課題

長崎県の東シナ海漁業の主体は、「大中型まき網漁業」と「以西底びき網漁業」であり、かつてはこの二つの漁業が本県水産業を牽引してきた。

しかしながら、後述のとおり一九九九年の新日韓漁業協定、二〇〇〇年の新日中漁業協定締結により、東シナ海も本格的な二〇〇海里時代となり、二つの漁業ともに減船、漁獲減少が続き、それに伴い本県の総漁獲量も減少の一途をたどることとなった。この二つの主力漁業の変遷の概要は次の通りである。

(一) 以西底びき網漁業

表1に示すように、昭和三五年（一九六〇）の漁獲量は一五万トン、以降年々減少を続け、平成二〇年には六千トン（昭和三五年の四％）まで減少した。

操業統数も中国沿岸海域からの撤退、圧倒的な数の中国漁船との競合、更に日中漁業協定の影響により減船を重ね、昭和三五年当時の一五四ヶ統もの勢力が、現在二社五ヶ統にまで減少した。

表1. 以西底びき網漁業
(漁獲量：千トン、金額：億円)

	S. 35	H. 1	H. 5	H. 10	H. 15	H. 20	H20/ S35
統数	154	89	60	23	9	5	3 %
漁獲量	150	67	47	20	8	6	4 %
金額	—	249	196	75	25	20	(8 %)

(農林統計、以西底曳き網漁業協会調べ)

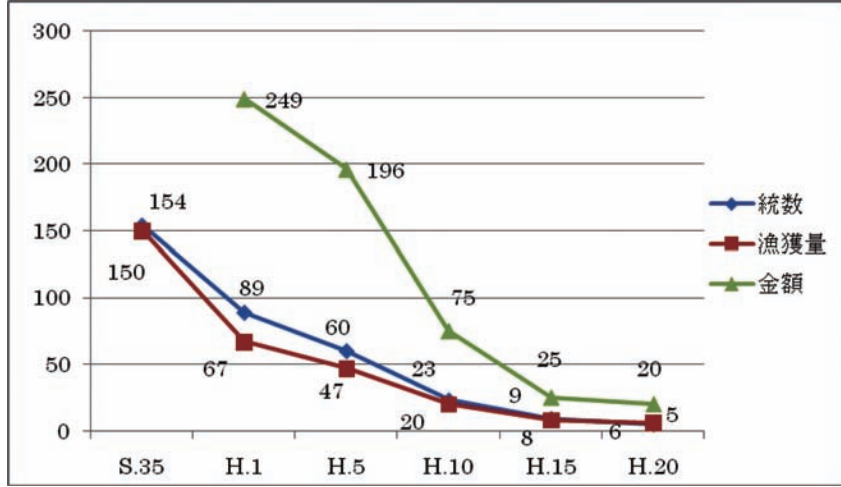


図2. 以西底びき網漁業 (漁獲量：千トン、金額：億円)

平成一四年以降は一〇万トン台、漁獲ピーク時の一九%まで減

(二) 大中型まき網漁業

表2に示すように、昭和五〇～六〇年代に五〇万トンで推移していたが（東シナ海以外を一部含む）、平成に入り四〇～三〇万トン台に減少、平成五年以降はマイワシの減少もあり二〇～一〇万トン台、平成一四年以降は一〇万トン台となっており、漁獲ピーク時の一九%まで落ち込んでいる。

操業統数についても、東シナ海での操業海域縮小に伴い減船を重ね、昭和五四年当時四七ヶ統もの勢力が、現在一七ヶ統にまで減少した。

(三) 東シナ海漁場における長崎県漁業の問題点と課題

東シナ海漁場での中国、韓国漁船の台頭、とりわけ中国漁船の進出は、長崎県の主たる沖合漁業である「以西底びき網漁業」「大中型まき網漁業」の苦戦へと繋がっていったが、二〇〇海里時代の新しい枠組みとして、一九九九年に「新日韓漁業協定」（注1）、二〇〇〇年に「新日中漁業協定」（注2）が発効し、この協定下で、日・中・韓三国の漁船が操業を行うことになった。

これにより、日中韓三国それぞれの「EEZ（排他的経済水域）」内では、相手国の許可を受けて操業する「相互入会」を行い、取り締まり権限は相手国が有すること（沿岸国主義）となった。

しかしながら、領土問題等から中間線での二〇〇海里線が引けず、韓国との間では

表2. 大中型まき網漁業
(漁獲量：千トン、金額：億円)

	S. 54	H. 1	H. 5	H. 10	H. 15	H. 20	H20/ S54
統数	47	42	39	30	17	17	36 %
漁獲量	535	412	256	198	116	103	19 %
金額	484	432	393	301	163	(173)	36 %

(農林統計、() は県漁業組合推計)

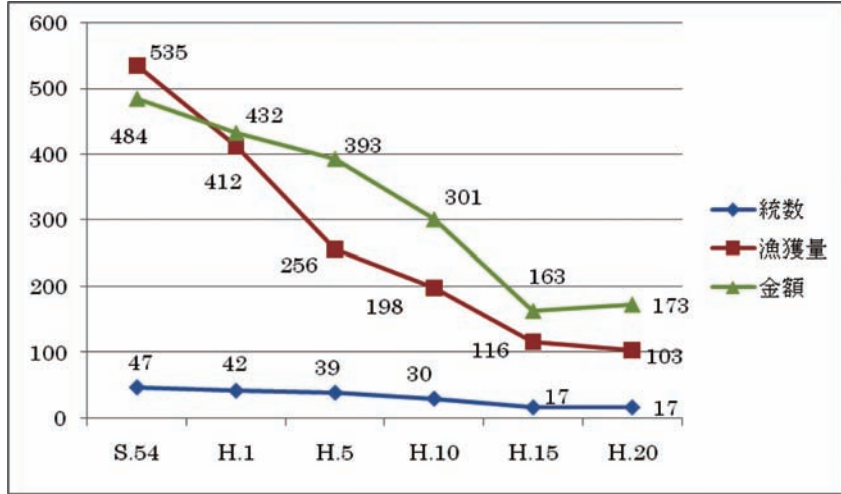


図3. 大中型まき網漁業 (漁獲量：千トン、金額：億円)

圧倒的な数の中国漁船と競合。経営が悪化、減船、廃業を繰り返してきた

水産資源の保存・管理を共同して行う体制を早急に作る必要がある

「暫定水域（南部及び北部）」（注3）、中国との間では「暫定措置水域」（注4）及び「中間水域」（注5）を設定する事となった。（図4、東シナ海日韓・日中関係図参照）これらの水域では、漁船の所属する国が取り締まり権限を有する（旗国主義）となり、各国漁船の漁場競合や資源管理措置の対策も不十分な状態が残ることとなった。その結果、圧倒的な数の中国漁船との競合の中で、結果的に本県の両漁業とも、水揚げの減少・経営悪化が続き、減船、廃業を繰り返していった。

「以西底びき網」「大中型まき網」とも、これ以上の減船は東シナ海漁場からの撤退となるとの危機感から、平成一四年以降減船は行われていないが、今後現存船団の維持・存続を図るためには、東シナ海を共通の漁場とする日・中・韓三国による東シナ海の水産資源の保存・管理を共同して行っていく体制を早急に作って行かなければならない。

そのことが三国の東シナ海漁業を持続可能とする道であり、長崎県の東シナ海沖合漁業を存続させる方向であると思う。

※本県大中型まき網漁船については、韓国EEZおよび暫定水域での操業は多いが、中国EEZおよび暫定措置水域での操業は少なくなってきた。（注4参照）

注1 「新日韓漁業協定」

協定の概要（一九九八年一月二八日締結、一九九九年一月二三日発効）

①協定の適用水域

この協定は、日本国の排他的経済水域及び大韓民国の排他的経済水域に適用する。

②相互入会の措置（沿岸国主義による水域）

各締結国は、自国の排他的経済水域における資源状況等を考慮して相手国漁船に対する漁獲割当量その他の操業条件を決定し、自国の排他的経済水域で漁獲を行う相手国漁船に対して許可及び取締りを行う（表3参照）。

③暫定水域の設定

日本海及び済州島南部水域において、②の措置をとらない暫定水域を設定。暫定水域においては、日韓漁業共同委員会の協議を通じ、漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理を行う。

④日韓漁業共同委員会

両国それぞれ1名ずつの代表及び委員から構成され、少なくとも毎年1回開催。相互入会措置をとる水域での操業条件、暫定水域における資源管理措置等について協議し、両締結国に勧告すること等を任務とする。

⑤協定の有効期間

終了通告後は六ヶ月で失効する。

注2 「新日中漁業協定」

協定の概要（一九九七年一月一日締結、二〇〇〇年六月一日発効）

① 協定対象水域

日中両国の排他的経済水域全域

② 相互入会の措置（沿岸国主義の水域）

原則として沿岸国主義に基づき相互入会の措置をとり、沿岸国は資源状況を考慮して相手国漁船の漁獲割当量その他の操業条件を決定し、許可、取り締まりを行う（表4参照）。

③ 暫定措置水域等の設定

東海のうち、北緯三〇度四〇分と北緯二七度線の間の日中両国から概ね距岸五二海里の各緯度線上の点を結んだ水域（暫定措置水域）においては、日中共同で資源管理を行い、取り締まりは自国の漁船に対して行う。

また、北緯二七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経一二五度三〇分以西の協定水域（南海の中国の排他的経済水域を除く）においては、既存の漁業秩序を維持する。

④ 日中漁業共同委員会

a 相互入会水域における両国の操業条件および北緯二七度以南水域の資源管理について協議し、各締結国の政府に勧告する。

b 暫定措置水域の共同規制措置について協議・決定する。

両締結国の政府は、aの勧告を尊重するとともに、bの決定に従って必要な措置をとる。

⑤ 協定の有効期間

終了通告後六ヶ月で失効する。

協定の有効期間は終了通告後六ヶ月で失効

⑥ 中間水域

北緯三〇度四〇分以北の東海のうち、東経一二四度四五分から一二七度三〇分の水域（中間水域）については、大臣書簡に基づき、双方が相手国の許可証を取得せずに操業できる水域とする。

注3 「暫定水域（南部および北部）」

日韓漁業協定（一九九九年発効）に基づき、日韓共同で資源管理を行い、両国の漁船は、相手国の許可、取り締まりを受けずに操業できる海域。同水域の資源管理措置等については、両国の代表者等で組織する「日韓漁業共同委員会」で協議することとされている。

注4 「暫定措置水域」

日中漁業協定（二〇〇〇年発効）に基づき、日中共同で資源管理を行い、両国

資源管理措置は上限努力目標値を定めるにとどまっている

注5

「中間水域」
日中漁業協定（二〇〇〇年発効）に基づき、両国の漁船が、相手国の許可、取り締まりを受けずに操業できる海域。

の漁船は、相手国の許可、取り締まりを受けずに操業できる海域。同水域の資源管理措置等については、両国の代表者等で組織する「日中漁業共同委員会」で協議することとされているが、資源管理措置は現状では、上限努力目標値を定めるにとどまっている。（表5参照）。

表5 日中「暫定措置水域」での上限努力目標値

（漁獲量単位：トン）

		上限努力目標値			
		2003年	2006年	2009年	2010年
中国	隻数	20,000	18,922	18,580	18,458
	漁獲量	2,100,000	2,100,000	1,788,344	1,763,987
日本	隻数	1,000	800	同左	同左
	漁獲量	100,000	100,000	109,250	同左

表3 新日韓漁業協定に関する相互入会の状況

（漁獲量単位：トン）

		2006年		2007年		2008年		主な漁業
		隻数	漁獲量	隻数	漁獲量	隻数	漁獲量	
日本 E E Z への韓国漁船の入漁	割当	1,050	63,500	1,025	60,500	1,000	60,000	まき網、はえ縄等
	実績	995	24,101	992	23,818	627	14,421	
韓国 E E Z への日本漁船の入漁	割当	1,050	63,500	1,025	60,500	1,000	60,000	まき網、ひき縄等
	実績	631	9,517	537	24,334	461	30,386	

表4 新日中漁業協定に関する相互入会の状況

（漁獲量単位：トン）

		2006年		2007年		2008年		主な漁業
		隻数	漁獲量	隻数	漁獲量	隻数	漁獲量	
日本 E E Z への中国漁船の入漁	割当	636	12,397	570	12,397	508	12,141	底びき、イカ釣
	実績	313	3,439	344	3,348	185	948	
中国 E E Z への日本漁船の入漁	割当	570	12,397	570	12,397	508	12,141	実績はまき網のみ
	実績	116	26	0	0	0	0	

日中・日韓漁業協定概念図

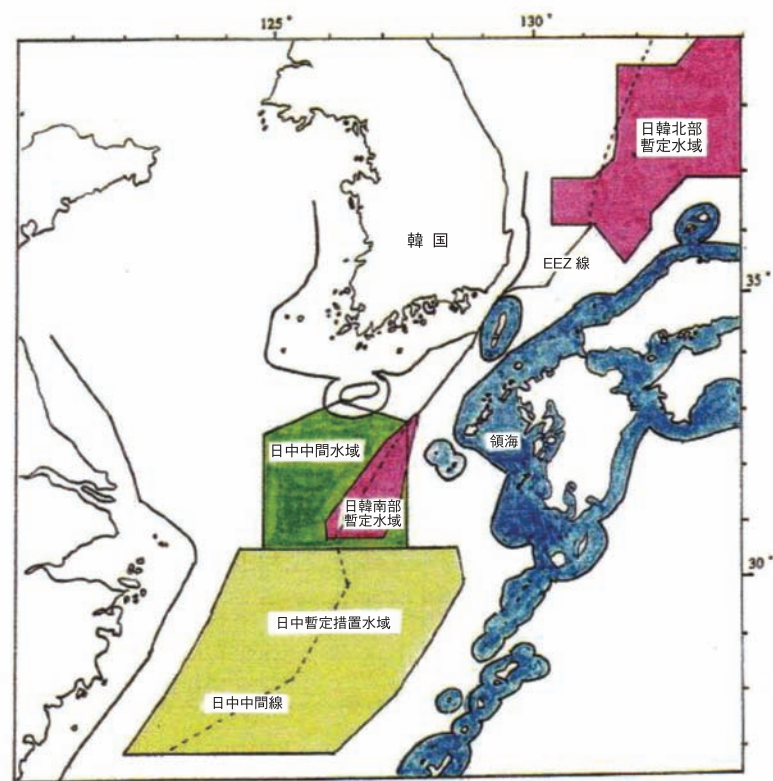


図4. 漁業水域に関する日韓・日中関係図

二. 長崎県のまき網漁業の現状

(一) 長崎県まき網漁業の現状

長崎県のまき網漁業は、大臣許可の大中型まき網漁業と知事許可の中・小型まき網漁業があるが、それぞれその船団数、船団構成等の一端を紹介する。

1. 大中型まき網漁業

表6に示すように、平成二〇年現在一七ヶ統（二二経営体）が稼働している。その内訳は一三五トン型一二ヶ統、八〇トン型五ヶ統である。

一ヶ統の船団構成は、網船、灯船二隻、運搬船二隻の五隻体制であり、総勢約五〇人ほどが乗り組んでいる。操業海域は、東シナ海・黄海（二三五トン型）、九州西部（八〇トン型）、日本海西部海域である。

一七ヶ統のうち一五ヶ統は、日本遠洋旋網漁業協同組合にも所属し、操業は、月夜間から月夜間の二五日間（旧暦一九日出港、旧暦一三日入港）を一航海としている。

2. 中・小型まき網漁業

表6に示すように、平成二〇年現在九〇ヶ統（八一経営体）が稼働している。その内訳は、五トン未満の小型まき網一六ヶ統、五～二〇トン未満の中型まき網七四ヶ統

平成二〇年現在大中型一七ヶ統、中・小型九〇ヶ統

一ヶ統の船団構成

である。

一ヶ統の船団構成は、網船、灯船三隻、運搬船三〜五隻（運搬船については隻数制限はなく届け出制）の七〜九隻体制である。一船団の乗組員は、小型まき網で一〇人以下、中型まき網で二〇〜二五人程度である。

操業海域は、県下を六海域に区分され、許可ごとにその海域内での操業に限定されている。

基本的には、夕方出港し、翌朝入港する日帰り操業であるが、近年は燃油高騰から、運搬船以外の網船、灯船は、四〜五日航海の沖泊まり操業が多くなっている。

(二) 長崎県まき網漁業の推移
1. 漁獲量の推移

昭和五四年当時は、大中型まき網漁業



(漁獲後運搬船への積み込み)



(漁場へ向かう大中型まき網船団)

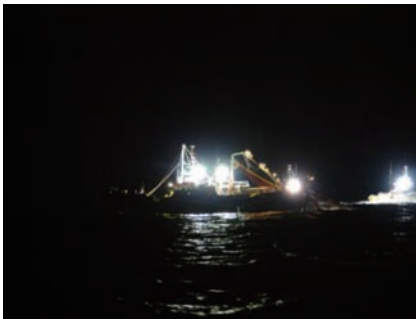


(中型まき網 19 トン型網船)



(中型まき網船団：1 船団 7 隻)

〈中型まき網船の操業風景〉



(投網中)



(揚網中)



(魚汲み)



(運搬船での水水)

ピーク時七〇・五万トンの漁獲、平成二〇年には約三〇%の二万トンに減少した

五三・五万トン、中・小型まき網漁業一七万トン、合計七〇・五万トンの漁獲をあげていたが、平成二〇年には、大中型まき網でピーク時の約一九%、中・小型まき網で約六三%、まき網全体で約三〇%の二万トンに減少した（表7）。

大中型まき網が中・小型まき網に比べ減少が大きい理由は、イワシ資源の減少もさることながら、二〇〇海里時代に入り、東シナ海漁場からの撤退・減船によるものである。

近年では、大中型まき網、中・小型まき網双方とも、約一〇万トン程度の水揚げで推移している。

2. 漁撈体数の推移

漁撈体数についても、漁獲量の推移と同様、昭和五四年から大中型まき網が三六%、中・小型まき網が七七%に減少してきた（表6）。

（三）長崎県の水産業におけるまき網漁業の地位

前述したように、長崎県まき網漁業の漁獲量は、ピーク時の約三〇%に減少してきたが、表8に示すように、長崎県全体の海面漁業漁獲量に占める割合は、昭和五四年当時七四%であったが、平成二〇年においてもなお約七〇%を占め、その地位は依然として高い。

表6. 漁撈体数

	S. 54	H. 1	H. 5	H. 10	H. 15	H. 20	H20/S54
大中型	47	42	39	30	17	17	36.2%
中・小型	117	106	99	106	91	90	76.9%
計	164	148	138	136	108	107	65.2%

（農林統計）

表7. 漁獲量（単位：千トン）

	S. 54	H. 1	H. 5	H. 10	H. 15	H. 20	H20/S54
大中型	535	412	256	198	116	103	19.3%
中・小型	170	209	241	81	81	107	62.9%
計	705	621	497	279	197	210	29.8%

（農林統計）

表8. 長崎県の海面漁業・養殖業生産量

（単位：千トン）

	S. 54	H. 1	H. 5	H. 10	H. 15	H. 20
A まき網	705	621	497	279	197	210
その他の漁業	248	190	158	104	90	93
B 海面漁業計	953	811	655	383	287	303
養殖業	38	36	36	30	26	23
C 漁業・養殖業計	991	848	691	412	313	325
A/B %	74.0	76.6	75.9	72.8	68.6	69.3
A/C %	71.1	73.2	71.9	67.7	62.9	64.6

（農林統計）

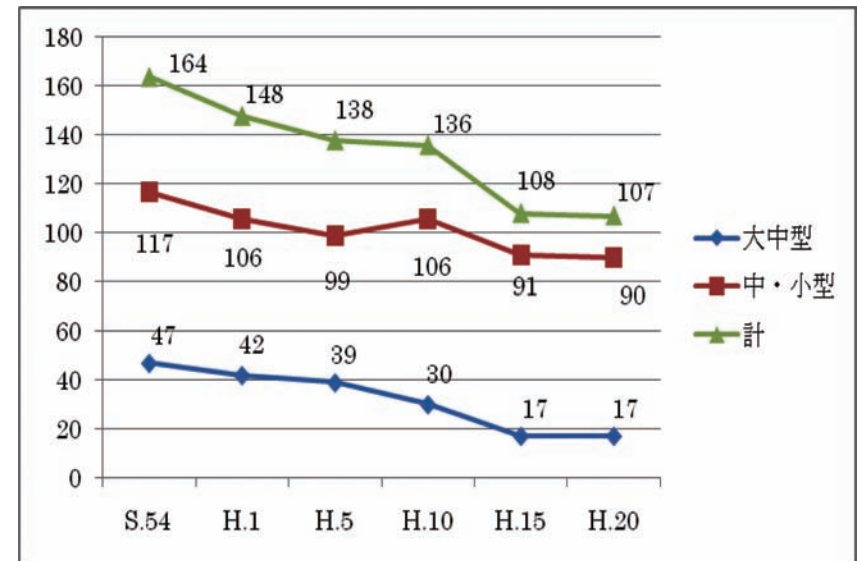


図5. 漁撈体数

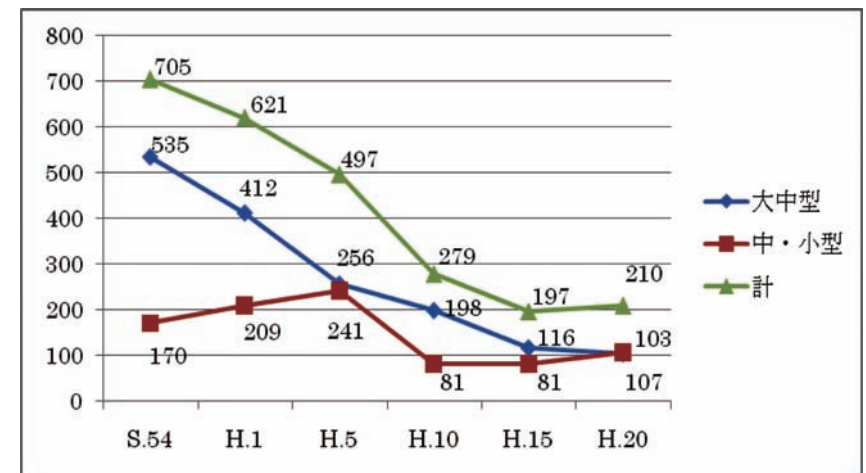


図6. 漁獲量 (単位：千トン)

まき網漁業の長崎県全体の漁獲量の割合は平成二〇年で約七〇%を占め、基幹漁業としての地位を保っている

更に、養殖業を含めた長崎県漁業・養殖業生産量の約六五%を占めるまき網漁業の漁獲物は、鮮魚はもちろん、煮干し・塩干等加工原料や養殖用餌料として、県内水産業を支える基幹漁業としての地位を保っている。

三. 長崎県まき網漁業の課題

(一) 大・中型まき網漁業

1. 東シナ海漁場での国際漁場競合と資源管理

一 (三) で述べたとおり、東シナ海での日・中・韓三国の二〇〇海里線引きが完全な形で行われず、「暫定水域」や「中間水域」が残され、その海域での漁業資源の共同管理も行われていない。そのことが、資源の減少・悪化や近年の不安定な漁獲状況を招いている。

今後、東シナ海の漁業資源を関係国が共通の資源として持続的に共同利用していくことが必要であり、関係国による共同の資源管理を行うための組織の設置*が求められる。

※長崎県では、日・中・韓三国による資源の共同管理を行う「東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）」の創設を提唱している。

関係国による共同の資源管理を行うための組織の設置が求められる

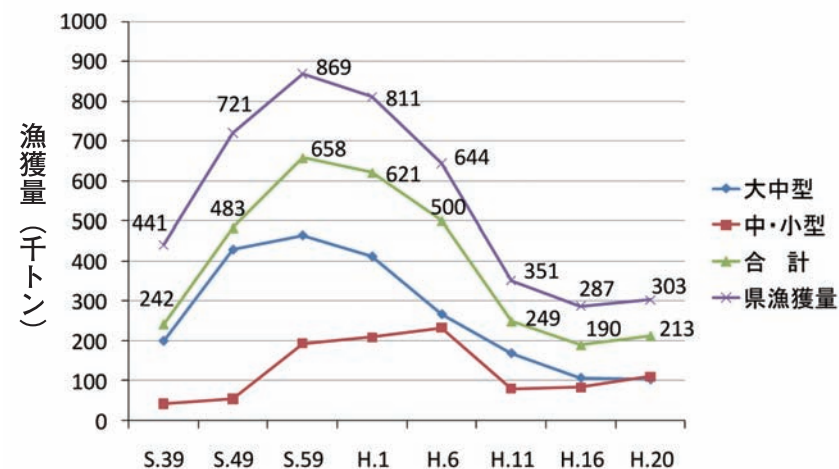


図7. 海面漁業漁獲量

また、近年、日中暫定措置水域中央部海域において、中国の天然ガス田プラットフォームが建設され、その周辺海域での一方的な操業制限が行われている（図8および写真参照）。かかる事態を早急に解消すべく、今後日中両国政府による協議の進展・解決が強く望まれる。

2. 経営不振と船舶の高船齢化

各社の使用船舶の船齢は、表9に示すとおり、その八一％が二〇年～二五年、一七％が二五年～三〇年である。

かつては、一〇年ほどで代船建造を行っていた時代もあったが、このように二〇年以上たっても代船建造が進まない理由は、数社を除いては累積赤字を抱えるか、収益率の低さから代船建造にかかる資金の借り入れ・返済に、今後の見通しが立たないことによるものである。

また、近年まき網漁船の海難事故が多くなってお

表9. 大・中型まき網漁船の船齢別隻数（135トン型のみ）

	20 年未満	20～25 年未満	25～30 年未満	計
網船	0	9	2	11
灯船	0	17	5	22
運搬船	1	17	2	20
計	1	43	9	53
比率	1.9%	81.1%	17.0%	100%

注：平成23年中に迎える船齢として集計

二〇年以上たっても代船建造が進まないのは、資金の借り入れ・返済に見通しが立たないことによるもの

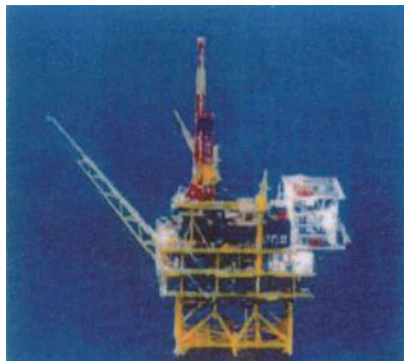
「春曉ガス田（日本名：白樺ガス田）」

- 水深：90－110 m
- 位置：北緯 28° 21′ 30″、
東経 124° 56′ 36″



「平湖ガス田」

- 水深：87.5 m
- 位置：北緯 29° 04′ 18″、
東経 124° 54′ 00″
- ガスパイプライン：上海との間
総延長 386 km
- 液体パイプライン：浙江省岱山島との間
総延長 306 km
- 原油生産開始：1998 年



「天外天ガス田（「日本名：
樫ガス田」）」

- 水深：90－110 m
- 位置：北緯 28° 30′
54″、東経 125°
00′ 42″
- ガスパイプライン：浙江省寧波との間 約350km
- 液体パイプライン：平湖
油ガス田との間 約 60 km



資料：「遠まき五十年史」より引用



図8. 中国のガス田位置図

資料：ウィキペディア「東シナ海ガス田問題」の項目からフリー画像を引用

り、高船齢化が直接の原因ではないものの、安全航行、安全操業面からも、代船建造等の対策が望まれる。

3. 沿岸漁業との漁業調整

近年、沿岸漁船の沖合進出に伴い、まき網漁業との漁場競合等が多くなっている。

同一漁場での操業は、双方がお互いの操業に配慮しながら譲り合って操業して行くことが必要であり、そうしなければ、事故等も起こりかねず、結果的には双方とも被害を被ることとなる。

従って、各地域の漁業者（漁業協同組合長会等）との間で操業調整協議を行い、まき網漁業としては、ある程度の操業制限になるが、「操業現場でのトラブル防止を図り、沿岸小型漁船の操業に配慮した操業協定」を締結して円滑な操業に努めている。

漁業調整は操業協定を締結しているが、いずれもまき網漁業の許可区域や操業期間を制限する内容で、沿岸漁船の操業を優先したとなっている

最近締結した協定は後述のとおり対馬西岸海域、五島周辺海域、壱岐周辺海域があるが、いずれもまき網漁業の許可区域や操業期間等を制限する内容であり、沿岸漁船の操業を優先・配慮する協定となっている（巻末資料1～3参照）。

しかしながら、このような要望が各地の沿岸漁業者から相次いでおり、今後このような状況が続いていけば、実質的にまき網漁船の操業禁止区域の拡大となり、経営的にも大きな影響をもたらす結果となっていくことが考えられる。

最近の協定締結事例

（最近の協定締結事例）

① 「対馬西岸海域に関する対馬沿岸漁業と大中型まき網漁業の操業秩序確保と資源管理のための協定」

（内容…沿岸五マイル内でのまき網操業制限）

↓平成一七年対馬組合長会との間で締結、平成一八年制限拡大

（協定及び参考図は巻末資料1参照）

② 「五島周辺海域における沿岸漁業と大中型まき網漁業の操業秩序維持のための協定」

（内容…通報されたタチウオ曳き縄漁場でのまき網操業の制限）

↓平成一九年五島周辺各地区組合長会との間で締結。

（協定及び参考図は巻末資料2参照）

③ 「壱岐周辺海域における沿岸漁業と大中型まき網漁業との暫定合意書」（内容…通報された沿岸漁船操業漁場でのまき網操業の自粛）

↓平成二〇年壱岐市組合長会との間で締結。

（協定及び参考図は巻末資料3参照）

燃油価格高騰はまき網漁業のみならず全漁業に大きな影響があるが、とりわけ火光を利用する漁業にとっては厳しい経営環境をもたらしている

4. 燃油価格の高騰

燃油価格の高騰は、まき網漁業のみならず全漁業種類に大きな影響を与えているが、とりわけ火光を利用する漁業にとって、燃油経費の増大は厳しい経営環境を作り出している。

A重油価格は、平成一〇年頃、一L当たり三二円前後であったが、平成二〇年六月には三四倍の一二三円に上昇した。その後六〇円台まで急落したが、最近は一七〇円台以上で高止まりをしている(図9)。

5. その他、「マアジ、マサバ、マイワシ資源の減少」「クロマグロ資源の問題」「魚価安」な

ど多くの問題を抱えている。

(二) 中・小型まき網漁業

1. 許可内容と他の沿岸漁業との漁業調整

中・小型まき網は、沿海漁協にも所属し、操業区域も他の沿岸漁業とほぼ同じである。そのため、「操業海域での漁場競合」「魚種競合」が起こる。

特に「魚種競合」については、中・小型まき網漁業の漁獲対象魚種が「イワシ、アジ、サバ」に限定されているため、沿岸漁場で集魚した場合、それ以外の魚種(ぶりや鯛など)も混獲される場合がある。

この状況が、沿岸漁業者との間で、漁場競合と相まって紛争が絶えない現況を作り出している。

2. 乗組員不足と高齢化

図10のように、中・小型まき網の乗組員は、大中型まき網に比べ、六〇歳以上の構成比が非常に高い(六〇歳以上が二〇%)。

中・小型まき網の三分の一は、煮干し加工原料のカタクチイワシが漁獲される年間六〜八ヶ月の操業の為、他の漁業や農業との兼業雇用形態も多く、高齢化率を高めている。



資料: 「積算資料」 (財) 経済調査会: パージ船長崎渡し価格

図9. 燃油価格の推移

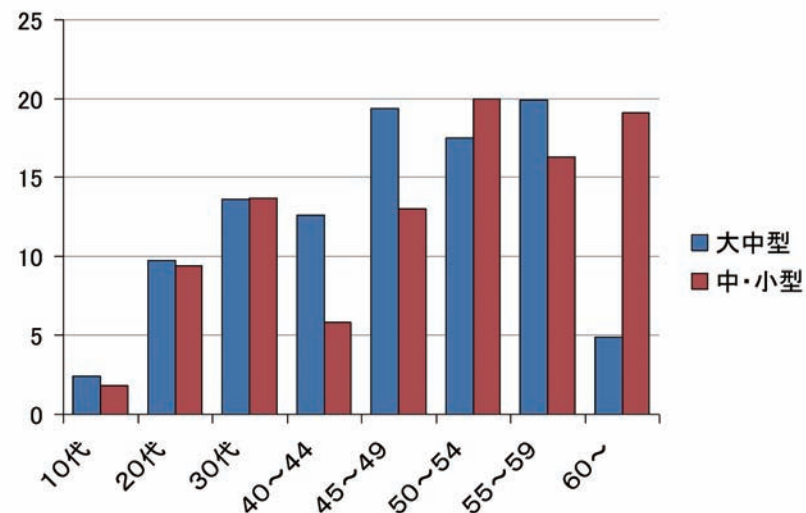


図 10. まき網漁船乗組員年齢構成比率 (%)

また、日帰り操業であるが、夜間操業であり、その労働に比べ賃金も安いいため、新規就業者も少なく、慢性的な乗組員不足の状況である。

3. 資源の減少

沿岸海域を操業する中・小型まき網にあつては、前述のとおり許可上は「アジ、サバ、イワシ」のみの漁獲となっており、これら浮魚資源の減少で中・小型まき網漁業の経営状態が非常に深刻である。

従つて、後述するように、長崎県旋網漁業協同組合では資源回復をめざし、平成二一年より、年四ヶ月間の土曜日休漁の取り組みを行っている。

中・小型まき網漁業の経営も深刻であり、資源回復のため年四ヶ月間の土曜日休漁を実施

4. 「燃油高騰」「魚価安」など、大中小型まき網と同じ問題を抱えているが、特に近年食生活の変化により「煮干し価格の低迷」が続いており、これが煮干し加工業者の廃業を招き、煮干し加工原料の「カタクチイワシ」のみの採捕を行っている中・小型まき網漁業者の廃業に連鎖している。

※後述の〈大中型まき網・遠旋組合地域プロジェクトの事例〉参照

また、中・小型まき網漁業についても、改革型漁船の建造により、船団のスリム化を図り、操業経費の削減の取り組み（網船に運搬機能を持たせ、三隻の運搬船を一隻削減）及び同地区四船団の共同操業による運搬船、灯船の削減を行い経費削減の取り組みが平成二二年度から五島奈留地区で行われている。

※後述の〈中・小型まき網・五島奈留地域プロジェクトの事例〉参照

今後、これらのモデルケースが先例となり、他の船団の代船建造、リニューアルが促進されて行くことを期待している。

① 大中型まき網・遠旋組合地域プロジェクトの事例

a 改革計画のコンセプト

グループ操業による運搬船の削減などにより収益性の向上を図る

東海・黄海区において複数船団でのグループ操業を行うことにより付属船の削減や集中的なリニューアル対策の実施により生産経費の削減、新たな生産流通システムの導入、安全性の向上及び作業の効率化に配慮した代船導入により収益性の向上を図る。

（取り組み内容）

イ 運搬船の共同利用による二船団でのグループ操業を実施
ロ グループとして共同利用する運搬船一隻を削減



○「遠旋組合地域プロジェクト」で新船建造された「第 81 大栄丸」（旧船 135 トン型網船⇒新船 199 トン型網船）

まき網漁業五船団のうち四船団は共同操業による経費の削減、一船団は改革型漁船を導入

イ マイルド事業（四船団）

漁場の共同探索と漁獲物の共同運搬を行うことにより、一船団七隻（又は六隻）

ハ 共同利用する運搬船の一部魚艀にシャーベット氷製造装置を新規に導入し、シャーベット氷を用いた差別化製品（漁獲物）の出荷体制を構築
ニ 大型化した網船（二三五トン型→一九九トン型）の建造導入及び継続使用船舶のリニューアル化対策の実施

事業実施者

日本遠洋旋網漁業協同組合

c 事業実施年度

平成二三年度～二五年度（新船は平成二三年度三月末完成）

②中・小型まき網…五島奈留地域プロジェクトの事例

a 改革計画のコンセプト

五島奈留地域まき網漁業五船団のうち四船団は、共同操業による運搬船、灯船の削減による経費の削減、一船団は、改革型漁船の導入による収益改善の取り組みを行うとともに、漁獲物の漁獲時からの鮮度管理による付加価値向上と地元漁協での加工による付加価値向上、並びに地区内マグロ養殖餌料の供給体制を確立する。

（取り組み内容）

イ マイルド事業（四船団）

漁場の共同探索と漁獲物の共同運搬を行うことにより、一船団七隻（又は六隻）

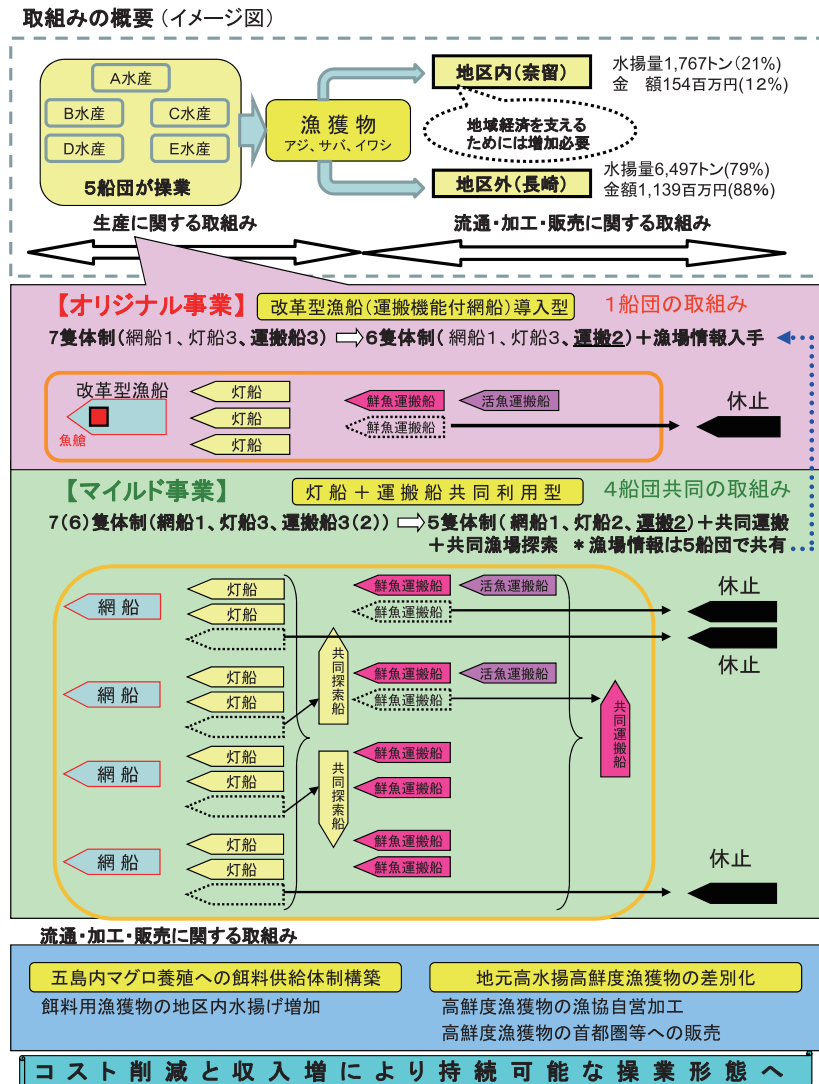


図 13. 五島奈留中型まき網地域プロジェクト概要図

漁獲物を運搬できる兼用の網船の建造

体制から五隻体制に移行する。これにより、四船団で、灯船二隻と運搬船一隻を削減することによりコスト削減と操業の効率化を図る。

ロ オリジナル事業（一船団）

漁獲物を運搬できる運搬船兼用網船の建造導入により、一船団七隻体制から六隻体制（運搬船一隻削減）へ移行し、コスト削減と新船建造による安全操業の確保を図る。

ハ 地区内で水揚げされた食用漁獲物（鮮魚向け、加工向け）は、漁獲時から鮮度管理を行い、水揚げ後の選別細分化や冷凍・加工にかかる新たな手法の導入による高付加価値化を図る。

また、新たに導入する運搬船併用型網船の漁獲物は高い鮮度管理により差別化を図る。

更に、五島地区内のマグロ養殖事業者への餌料供給・販売体制の構築を図り、地区内水揚げの増加と地区外出荷経費の削減を図る。

ｂ 事業実施者

奈留町漁業協同組合

ｃ 事業実施年度

マイルド事業 …平成二二年度～二三年度

オリジナル事業…平成二三年度～二五年度（新船は平成二二年度三月末完成）



○五島奈留中型まき網地域プロジェクトで新船建造された改革型漁船
（旧船 19 トン型網船 新船は活魚輸送機能を持つ 19 トン型網船）

県は、平成十八年度より「漁船漁業構造改革」の取り組みを開始

2. 県の漁船漁業構造改革の取り組み

長崎県においては、平成十八年度より漁船漁業の省人・省力化や新たな技術開発を漁業者等からの提案公募により実施しているが、本県まき網業界でもこの制度を活用して次のような提案等を行い、実証試験等に取り組んでいる。

〈取り組み事例〉

① LED集魚灯導入試験

a LED水中灯導入試験（平成十八～二〇）

試験内容…従来の白熱水中灯とLED水中灯との比較試験やメタルハライド船上灯とLED水中灯との併用試験を実施

実施主体…長崎県旋網漁業協同組合とまき網漁業者グループ

試験結果…従来の白熱灯、メタルハライド灯、ハロゲン灯と同等の集魚効果が認められ、操作性（光力の絞りや点滅等）が有効であることが実証された。

b LED水中灯・LED船上灯併用試験（平成二一～二二）

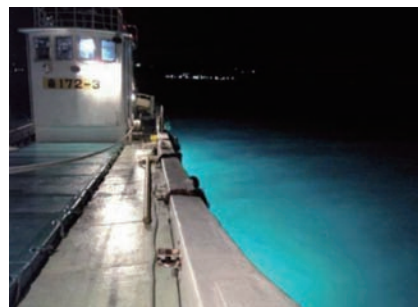
試験内容…水中灯、船上灯ともにLEDを使用しでの試験を実施

実施主体…まき網漁業者と長崎大学

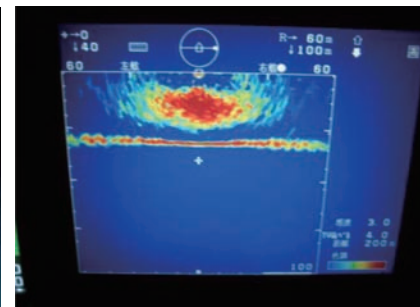
試験結果…LED集魚灯の電力消費が少なく、従来の集魚灯と比較しても集魚・漁獲に遜色が無いことが実証され、また、操作性にも優れていること



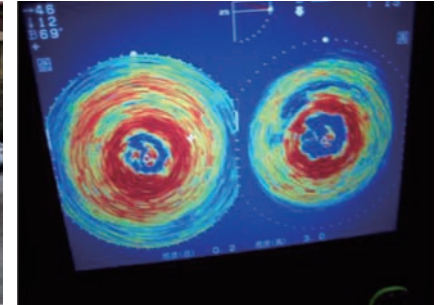
（LED水中灯）



（LED水中灯集魚状況）



（集魚魚群のソナー画面）



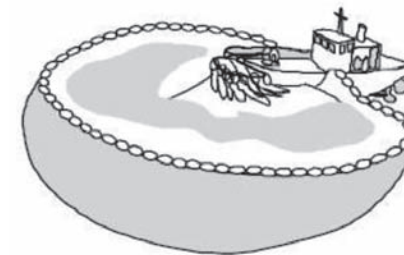
(集魚魚群の円周ソナー画面)



(LED 船上灯)



(船首揚網式まき網模型網)



(青島船首揚網式まき網)



(ネットドラム巻き取り方式まき網漁船)



が確認された。

カタクチイワシ対象のまき網漁
法省人化のための新方式導入試
験

② 船首揚網方式導入試験 (平成二〇…漁具模型製作、水槽試験)

試験内容…沿岸のカタクチイワシ対象の小型まき網の省人化漁法として中国青島で行われている船首揚網方式を導入すべく、漁具の模型製作、水槽実験を行った。

実施主体…鹿児島大学への委託試験

試験結果…導入可能な漁法として、今後実証試験が必要

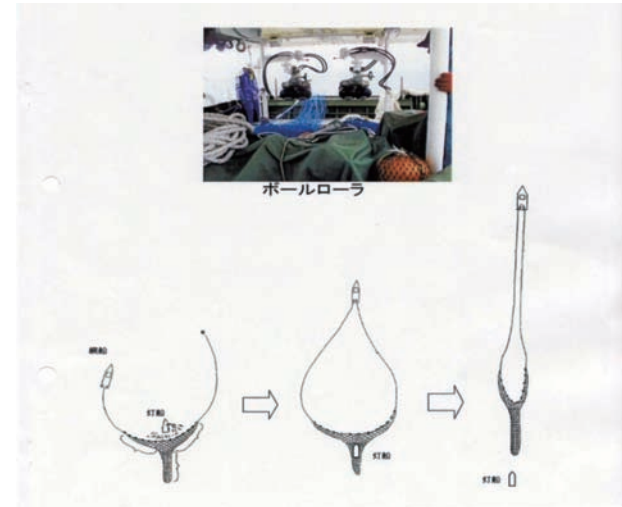
③ ネットドラム巻き取り方式操業試験 (平成十九～二〇…省人化操業試験)

試験内容…カタクチイワシを対象とした中型まき網漁船(七・九トン型)にネット巻き取りドラムを設置し省人化と操業の効率化を図るため試験を実施した。

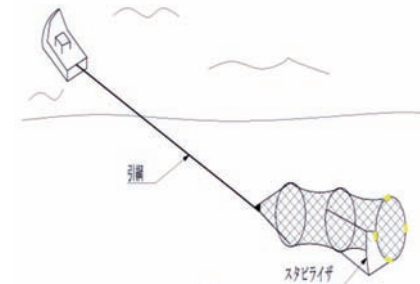
実施主体…まき網漁業者と長崎大学

試験結果…ドラム設置による船舶の安全性について確認すると共に、網船の乗組員を二名省人化することが出来た。

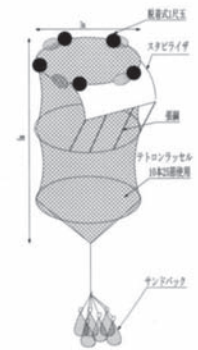
④ 中層曳きまき網導入試験 (平成十八～二二…省人・省力化試験)



(中層曳きまき網試験図)



(曳航時のイメージ)



(生け簀として使用時)



(生け簀展開写真)



(生け簀曳航時)

試験内容… ロールローラー等の機器を用いて省人・省力化した小型まき網漁法として試験を実施

実施主体… 長崎県総合水産試験場

試験結果… 煮干し原料のカタクチイワシを漁獲する小型まき網の省力化した代替え漁法として有効であることが実証できた。

⑤ 曳航式活魚生け簀導入試験 (平成十八～十九… 曳航・蓄養試験)

試験内容… 煮干し原料として不向きな脂が多い時期のカタクチイワシを活魚化や脂

抜きして付加価値を高めるため漁場から蓄養場までの曳航及び蓄養試験

実施主体… まき網漁業者グループ

試験結果… 曳航試験等を行った結果、カタクチイワシの活魚化が可能であることが実証された。

まき網漁獲のカタクチイワシを
活魚で運搬し蓄養する試験

⑥ 中・小型まき網漁業経営改革調査 (平成二一～二二… 県下のまき網経営調査)

調査内容… 経営不振が続いている中・小型まき網の経営実態を調査し、経営構造改革の提言をまとめる。

調査主体… 長崎大学

調査結果… 人手確保、船団構成や操業方式の改革、漁獲物の出荷手法や加工・商品

大漁時の漁獲物急速冷凍・冷凍食品化

⑦まき網漁獲物冷凍食品化試験（平成十九～二〇…冷凍食品試作、販売）
試験内容…大量漁獲時の急速冷凍・冷凍食品化による販路開拓
実施主体…奈留町漁業協同組合、ニチモウ（株）
試験結果…アジ、サバ、イカの冷凍刺身商材やフィレー加工品を試作販売し評価を得た。平成二二年度から取り組んでいる「五島奈留地域中型まき網プロジェクト」で実証中。

以上のような、国、県の漁船漁業構造改革の取り組みの成果が、今後の本県まき網業界の先進事例として普及・展開されていくことを期待している。

（二）資源回復計画の取り組み

西日本地区のまき網漁業の主たる対象魚種であるマアジ、マサバ、マイワシの資源は、近年減少傾向であり、（表10 二〇〇八年対馬暖流系群マアジ、マサバ、マイワシ資源評価…独立行政法人水産総合研究センター）西日本地区の同じ対馬暖流系群を利用する「山陰旋網」、「日本遠洋旋網」、「長崎県旋網」、「鹿児島県旋網」の四漁業協同組合が資源回復を図るための取り組みについて協議を重ねた。

国は平成二一年三月に「日本海西部・九州海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」を策定

このようなまき網業界の取り組みに対応して、国においては、平成二二年三月に「日本海西部・九州海域マアジ（マサバ、マイワシ）資源回復計画」が策定された。

四組合はこの計画に基づき、平成二二年度より「小型魚（零歳魚）を獲り控えることにより資源量の増加を図る」ことを目標に取り組みを開始した。

各組合・各まき網別の具体的取り組みの内容は次の通りである。

①大中型まき網

（各組合共通）

小型魚を主体とする漁獲があった場合には、集中的な漁獲圧をかけないよう速やかに漁場移動を行う。

②中型まき網

・山陰旋網組合…一定量の小型魚の水揚げがあった場合は、一斉休漁を行う。

・長崎県旋網組合…小型魚出現の多い月四ヶ月間の土曜日の休漁。

・鹿児島県旋網組合…水揚げ日数を月一八日に制限する。

表 10. 2008 年対馬暖流系群マアジ、マサバ、マイワシの資源評価

	資源の水準	資源の動向
マアジ	中位	減少
マサバ	低位	横ばい
マイワシ	低位	横ばい

資料：独立行政法人水産総合研究センター



(資源回復計画啓発ポスター)



(啓発チラシ)

この「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ、マイワシ）資源回復計画」は、現在、三年目の取り組みを実施中であるが、本年度（平成二三年度）から国において、「資源管理・漁業所得補償対策」[※]が実施される予定である。

これを機会に、これまでの資源管理の取り組みを更に前進させ、資源の持続的な利用によるまき網漁業経営の維持・存続を図る取り組みにいくことが望まれる。

※「資源管理・漁業所得補償対策」

国は、平成三三年度、「資源管理・漁業所得補償対策」予算、五一八億円を確保し、資源管理に積極的に取り組む漁業者に対して、漁業共済・積立プラスの仕組みを活用した「収入安定対策」と燃油・養殖用餌料が高騰したときの補てん金交付を行う漁業経営セーフティーネット構築事業による「コスト対策」を実施することとしている。

「収入安定対策」の具体的内容は、①共済掛金の国庫補助上乘せ（現行、四五％を七五％補助へ）②収入額が減少した場合の為に「行う積立金（積立プラス）」の国庫拠出割合の増（現行、漁業者と国の拠出割合一・一を一・三へ）であり、これらの対象漁業者の要件としては、「国・県の資源管理指針に基づく資源管理計画を履行している」ことが必要である。

まき網物アジ、サバのイメージアップと消費拡大をはかるため、平成九年に日本遠洋施網漁業協同組合でブランド化の取り組みを行った

(三) 魚価向上の取り組み

1. アジ、サバのブランド化

まき網物アジ、サバのイメージアップと消費拡大を図るため、平成九年に日本遠洋施網漁業協同組合が左記のアジ、サバについてブランド化の取り組みを行った。

一般公募も行い、「旬(とき) あじ」「旬(とき) さば」とネーミングされ、あじ、さばの栄養価や健康に良い成分のPRも併せて行っている。

「旬(とき) あじ」

(五島海域から対馬海域で四月から八月にかけて漁獲される一〇〇g以上のもの)

「旬(とき) さば」

(五島海域から対馬海峡で一〇月から二月に漁獲される四〇〇g以上の寒さば)

2. 活魚ブランド化

長崎のブランド魚として西日本地区で定着した「ごんあじ」は、長崎地区のまき網会社「柏木水産(有)」が五島灘で漁獲した瀬付きアジを一週間から一〇日蓄養することによりうま味を出したアジに仕上げたものであり、黄金色をしていることから、「おうごん」と「ごとうなだ」から「ごんあじ」とネーミングした活魚あじである。

このまき網漁獲物の活魚化による単価アップの取り組みは、周辺地区や離島地区に



(旬あじ)

(旬さば)

(ごんあじの登録商標)

も拡大しており、出荷調整やブランド化の取り組みとともに、今後更なる魚価向上に貢献していくものと思われる。

3. 養殖用種苗としての取り組み

長崎県海域で七、八月頃に大中型まき網で漁獲されるクロマグロ幼魚（三、四kg）は、大量に漁獲されればキロ当たり五〇〇円以下となる。この状況は、クロマグロ資源の適切な利用や昨今のクロマグロ漁獲に対する国際的な規制の動きからすれば好ましいことではない。

そこで当組合では、（社）マリノフォーラム21の試験事業により、平成二〇年、二三年の三年間「小型マグロ有効利用実証試験」に取り組んだ。

その試験内容は、まき網で漁獲されるクロマグロ幼魚を生かした状態で漁場からマグロ養殖漁場へ運ぶ「輸送試験」と、そのまき網漁獲種苗の「養殖試験」の二つであり、具体的にはそれぞれ以下に述べるとおりである。

① 輸送試験

漁獲した漁場から養殖漁場まで「活魚運搬船」と「生け簀曳航」の二つの方法で輸送試験を実施した。その結果、生存率を高める漁獲方法、輸送方法の技術を開発することが出来、今後、いずれの方法でもクロマグロ養殖種苗の漁獲、輸送が可能である



（ごんあじ漁獲のまき網船団と活魚運搬船）



（水槽で泳ぐごんあじ）



（ごんあじを販売・出荷する漁協活魚センター）



（ごんあじを提供する料理店ののぼり）

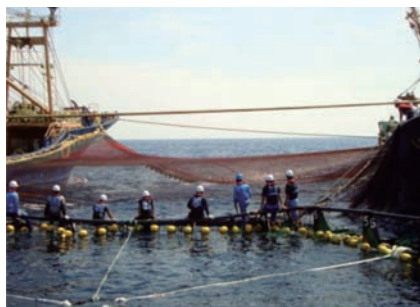


（ごんあじの生きづくり）

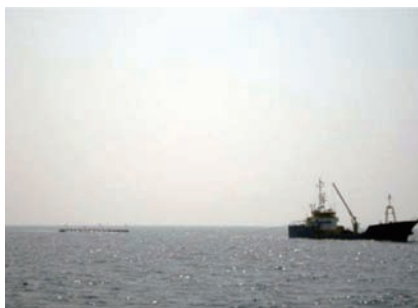
○生簀曳航方式試験



(クロマグロ漁獲後の取り込み前)



(漁獲幼魚の曳航生簀への取り込み)



(養殖場への生簀曳航)



(幼魚を養殖生簀へ)



(3.5Kg 程度のクロマグロ幼魚)



(クロマグロ種苗輸送試験概要図)

○活魚運搬船方式試験



(クロマグロ幼魚漁獲：活魚運搬船へ)



(活魚運搬船の船腹取入れ口)



(養殖漁場へ搬入)



(幼魚を養殖生簀へ)

ことが実証できた。

② 養殖試験

養殖試験においても、釣りものの種苗より斃死率が低く、成長もよく、一年早い出荷（二年で四五kg以上…図14参照）が可能となるなど好成績を収めることが出来た。

これら開発された技術は、クロマグロ資源の有効活用と魚価の向上を図る漁業技術として今後の活用が期待される場所である。

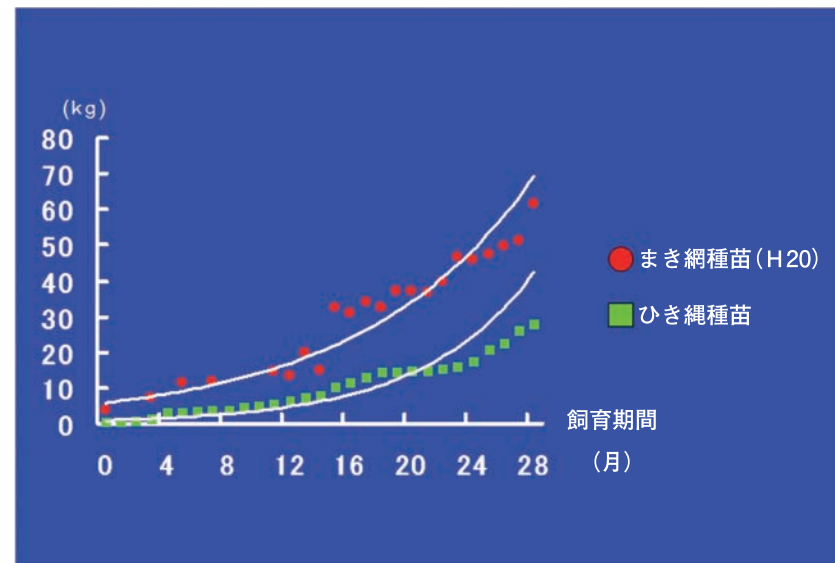


図 14. まき網漁獲の種苗とひき縄漁獲の種苗との成長比較

資料：(社)マリノフォーラム 21 「小型マグロ有効利用実証モデル事業報告書」より引用

長年使ってきた木製魚箱からプラスチック魚箱への転換を試行中

4. 高鮮度流通と衛生高度化の取り組み

漁獲された魚を高鮮度で消費者や加工業者へ届けることは、まき網物をおいしく消費していただくための生産者としての取り組みとして重要なことであるとともに、魚価を安定的に向上させることにもつながる。

これまでまき網組合では、高速フィッシュポンプや多段式選別機、プラスチック大函の導入により、水揚げ・選別・荷捌きの所要時間を短縮して鮮度低下防止などを図ってきた。

さらに、現在、日本遠洋旋網漁業協同組合では、長年使ってきた木製魚箱（トロ箱）からプラスチック魚箱（クリーンボックス）への転換を試行中であり、平成二四年に西日本の大中型まき網の水揚げ港である福岡、唐津、松浦、長崎漁港での完全移行を目指している。このクリーンボックス導入は、これからのまき網漁獲物の高鮮度、高衛生流通へ向けての取り組みとして大いに期待されている。

各種まき網乗組員確保対策の概要

乗組員確保対策を実施しているが、その概要は次のとおりである。

- (長崎県旋網漁業協同組合が取り組んでいる就業者確保対策事業)
1. 全国漁業就業者確保・育成センターの「漁業担い手確保・育成対策事業」により実施

(内容…新規就業者の六カ月間の研修経費を経営者へ支援)
平成一八(二〇二六)年…一四名研修うち三名雇用、七名研修中、四名就業断念

(四) 就業者確保の取り組み

前述したように、まき網漁業の乗組員は、大中型まき網は約二五日間、長期間航海、中型まき網は夜間労働と季節雇用など陸上と比べ労働条件は良くない。

本県まき網漁船乗組員の概数は、

- ・ 大中型まき網…一七船団×五〇人／船団＝八五〇人
 - ・ 中・小型まき網…九〇船団×二〇人／船団＝一、八〇〇人
- 合計で約二、六〇〇人程である。

これら乗組員の採用・補充等には、まき網各社とも苦勞している状況である。



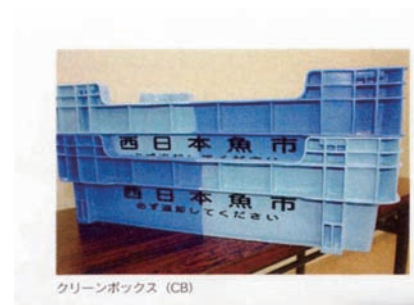
(多段式選別機)



(高速フィッシュポンプ)



(プラスチック大函1トン型)



クリーンボックス (CB)



(平成 24 年に完全移行するクリーンボックス)



(クリーンボックス洗浄機)

2. 長崎県漁業担い手確保推進事業（県単独事業）により実施

（内容…新規就業者の生活費支援、研修経費の経営者への支援、支援期間二年間）

平成一九～二〇年…二名研修後二名雇用

3. 大中型まき網漁業再生事業（長崎県が厚生労働省のふるさと再生交付金をもとに基金造成）により実施

（内容…新規雇用した乗組員の三年間の人件費、研修費支援）

平成二二年…二名雇用継続中

4. 大中型まき網漁業乗組員等確保事業（長崎県が厚生労働省の交付金をもとにした緊急雇用創出事業）により実施

（新規雇用した乗組員の人件費、研修費支援、研修期間六カ月～一年）



（漁業就業者支援フェアを活用し、まき網乗組員を募集）

平成二一～二二年…二七名雇用（うち一五名は退社）

（五）海難防止の取り組み

平成二二年四月一四日午前八時頃、長崎県平戸市の大中型まき網漁船「第十一太栄丸（二三五トン）」が平戸島西方沖を東シナ海漁場に向けて航行中転覆、沈没し、乗組員二二名の内一人が死亡、一人が行方不明となった。

国土交通省運輸安全委員会の事故調査報告書によると、主な原因は、斜め追い波による浸水での復元力の低下による転覆とされ、荒天時の減速等操船方法や甲板上の漁網、漁撈設備により乾舷が少なく重心が高くなっていたことに起因することが指摘されている。また、同報告書では、行政、漁業団体の「安全航行、安全操業」に対する指導や漁船の安全性を高める対策についても言及されている。

また、同年四月二四日には、五島市沿岸において、五島市奈留町の中・小型まき網漁船「有漁丸（二九トン）」が座礁し沈没。幸いにして乗組員は全員救助されたものの、まき網漁船の海難事故が相次いだ。

1. 「長崎県まき網漁船海難防止検討会」の設置による海難防止策の検討

平成二二年九月、第七管区海上保安本部の呼びかけにより、国、県、大学等学識経験者、漁業団体等による「長崎県まき網漁船海難防止検討会」が開催され、まき網漁



「安全運航マニュアル改訂版」作成

船の海難事故を防止するための検討が行われた結果、現在の「安全運航マニュアル（平成六年作成）の改訂」「安全運航マニュアルの活用方法」「安全運航の指導・啓発」などについて協議が開始された。

同検討会は、二回の作業部会、三回の協議会を経て、平成二十二年二月、「安全運航マニュアル改訂版」を作成し、「安全運航チェックリスト」「安全啓発ポスター」と併せて、まき網関係漁業者へ指導していくことを取りまとめた。

2. 「安全運航マニュアル改訂版」の概要

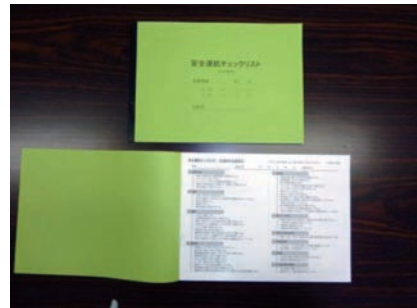
平成六年作成のマニュアルを今回改訂・補記した主な項目

- ・安全運航マニュアルの構成、実施項目の変更
- ・安全運航管理体制の明記（船舶と陸上との管理体制整備）
- ・出港中止の目安と操業中止の目安の明記（波高、風速の目安記載）
- ・出港時に記載のチェックリストの改定（複写式で船、事務所双方が所持）
- ・ヒヤリハット報告の追加
- ・安全啓発ポスターの配布・掲示
- ・安全運航意識の啓発・教育・訓練の実施

（安全運航マニュアル）



（安全運航チェックリスト：複写式）



（安全運航チェックリストの内容）

安全運航チェックリスト（出港前の点検項目）		□には、OKの場合○を、NOの場合×を記入すること。		大中小型 別紙1	
船名	点検日時	年	月	日	点検者氏名
1. 操業計画					
☐ 航路、航海時間、操業海域に無理はない。 ☐ コースラインは引いたか。 ☐ コースライン付近の危険海域を確認したか。 ☐ 最新の気象情報から判断して、航海に支障はない。 ☐ 荒天準備の必要はない。					
2. 船体					
☐ 外板、骨材等に異常はない。 ☐ 前回の操業中に発見した不良箇所の整備は終了している。 ☐ 喫水は確認したか。 ☐ 傾斜はない。 ☐ 動揺周期に異常はない。					
3. 機関					
☐ 正常に作動するか。 ☐ 自動警報装置は正常に作動するか。 ☐ 燃料、冷却パイプその他の管系に緩みはない。 ☐ 冷却ポンプ、潤滑油ポンプは正常に作動するか。 ☐ ビルジの量に異常はない。 ☐ 潤滑油の量、性状は適正か。 ☐ 機関室と船橋との間の通信系は正常に作動するか。 ☐ 油の付いたクセス等燃えやすい物は除かれたか。 ☐ 前回の操業中に発見した不良箇所の整備は終了している。					
4. 諸設備					
☐ 舵輪は左右円滑に回るか。ガタはない。 ☐ 舵角指示器は正常に作動するか。 ☐ 機関降縦装置は前後一杯まで円滑に作動するか。 ☐ 翼角指示器は正常に作動するか。 ☐ 灯火、汽笛は正常に作動するか。 ☐ レーダー等は正常に作動するか。 ☐ 磁気コンパスの自差を把握しているか。 ☐ 救命器具の備え付け状況を確認したか。 ☐ 遭難信号自動発信装置（SOSプイ）の備え付け状況を確認したか。					
4. 諸設備					
☐ 消防設備の備え付け状況を確認したか。 ☐ 無線設備は正常に作動するか。 ☐ 錨、揚錨設備は正常か。 ☐ ビルジポンプ等排水設備は正常に作動するか。 ☐ ビルジ吸入口等にゴミ詰まりはない。 ☐ 排水口にゴミはない。 ☐ 排水口の蓋は正常に動く。 ☐ 緊急脱出口の扉は円滑に開閉できる。 ☐ 緊急脱出口の周囲に（船内外とも）物を置いていない。 ☐ 通路に物を置いていない。 ☐ 船内警報装置は正常に作動するか。 ☐ 出入口等開口部の閉鎖は確実できるか。 ☐ 前回の操業中に発見した不良箇所の整備は終了している。					
5. 積み付け状況					
☐ 漁網の積み付けは適当か。因替・防水対策は終了したか。 ☐ 不要物品の除却は終了したか。 ☐ 移動物の因替は完全か。 ☐ 満載喫水線を超過していない。					
6. 航海に必要な物品					
☐ 燃料、清水、食料、医薬品は必要な量が積み込まれている。					
7. 水路図誌等					
☐ 目的地までの必要な海図、水路誌を整備しているか。 ☐ 航行警報、水路通報を入手しているか。					
8. 乗組員					
☐ 必要な員数の乗組員が乗り組んでいるか。 ☐ 乗組員の健康状態は良好か。					
9. その他必要な準備					
☐ 法定書類の備え付けはよい。 ☐ 関係官庁への通手続は終わったか。					

(ヒヤリハット報告書様式)

[illegible]

(安全啓発ポスター)



3. 「長崎県まき網漁船海難防止推進連絡会」の発足
前記「安全運航マニュアル改訂版」が完成したのを機会に、安全運航の推進を図るため、関係機関による「長崎県まき網漁船海難防止推進連絡会」が平成二二年五月一八日に結成された。

構成メンバーは左記のとおりであるが、具体的活動としては、「安全運航マニュアルの実施状況の点検と見直し」「まき網組合が実施する海難防止講習会等海難防止対策への支援（講師派遣等）」などを行っていくこととしている。

(長崎県まき網漁船海難防止推進連絡会の構成メンバー)

第七管区海上保安本部、長崎海上保安部、佐世保海上保安部、九州運輸局長崎運輸支局、同佐世保海事事務所、運輸安全委員会事務局長崎事務所、長崎地方海難審判所、水産庁九州漁業調整事務所、長崎県水産部、長崎県漁船保険組合、(社)長崎県漁業無線協会、長崎県漁業無線局、(社)西部海難防止協会長崎支部、日本遠洋旋網漁業協同組合、長崎県旋網漁業協同組合、以上一五団体

県下一三ヶ所で実施、八〇〇人が参加

4. 「海難防止講習会」の開催

まき網組合としては、海難防止意識の啓発を図るため、これまでも年一〜二地区で「海難防止講習会」を実施してきたが、今回の「運航マニュアル」の改訂がなされたのを機会に、県下各地でその内容の講習を行い、海難防止意識の啓発活動を行った。

講習会は、平成二三年七月〜九月の月夜間を中心に県下一三ヶ所で実施し、合計約八〇〇人のまき網乗組員、陸上職員、経営者等が参加した。

平成二三年度は、「救命胴衣の着衣と海中転落時の対応」「救命いかだの展張等」の訓練を盛り込んだ講習会を予定している。

海難事故は、尊い人命と財産を失うとともに、まき網漁業経営の存続をも危うくするものである。海難防止意識の啓発は、今後とも、まき網漁業経営を維持していく重要な取り組みの一つとして、業界挙げて推進していかなければならない。



(平成 22 年 5 月 18 日開催の第 1 回長崎県まき網漁船海難防止推進連絡会)



(海難防止講習会の開催状況)

まき網漁業は、日本国民の魚食生活の大きな部分を支える食糧産業であり、その育成、存続は国民の健康な食生活を続ける上で重要

おわりに

「長崎県のまき網漁業」―過去、現在、そしてこれから―について述べてきたが、まき網漁業にとってこれからの道のりも非常に厳しいものがある。

しかし、まき網漁業は、日本国民の魚食生活の大きな部分を支える食糧産業であり、その産業を育成・存続させることは、日本国民が健康な食生活を続ける上でも重要なことである。国、県など行政当局におかれても、その重要性から、各種支援が現在も行われているし、今後もなされていくものと確信している。

まき網業界としても、国民の魚食生活を支える使命感を持ち、今一層の経営合理化、漁撈技術の開発や改善などによるコスト削減を図り、資源を持続的に活用するよう資源管理の徹底を図って生産活動を行っていくことが求められている。

「はじめに」で述べたように、まき網漁業はすそ野の広い産業であり、多くの関連産業と連携、協同を図り、持続、発展をしていけるよう期待する。

〈参考にした資料等〉

○ホームページ

・農林水産省



(救命胴衣の着衣訓練)

- ・水産庁
- ・独立行政法人水産総合研究センター
- ・独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所
- ・長崎県水産部
- ・長崎県総合水産試験場
- ・NPO法人水産業・漁村活性化推進機構
- ・全国漁業就業者確保育成センター
- ・日本遠洋旋網漁業協同組合
- ・（有）柏木水産

○資料等

- ・長崎農林水産統計年報（九州農政局長崎統計情報事務所刊）
- ・長崎県水産白書（平成十六年度～二十一年度…長崎県水産部刊）
- ・長崎県水産要覧（長崎県水産部刊）
- ・長崎県旋網漁業協同組合要覧（平成二十二年度…長崎県旋網漁業協同組合刊）
- ・県まき五十年の歩み（平成十六年七月…長崎県旋網漁業協同組合刊）
- ・遠まき五十年史（平成二十二年十二月…日本遠洋旋網漁業協同組合刊）
- ・長崎魚市場の概要（長崎魚市場株式会社刊）

- ・「長崎県の東シナ海漁業と国際交流」小坂安廣著（地域漁業学会『地域漁業研究』第四五巻第三号 二〇〇五年二月）
- ・水産海洋学会研究発表大会講演要旨集（日本海西部～東シナ海のまき網漁業の未来について、二〇〇九年十一月）

(協議)

6. 甲及び乙は、協定海域における操業状況及び資源管理措置の実施状況を確認し、操業条件を含めより適切な協定等につき検討するため、年2回定期的に又は必要に応じて、水産庁及び長崎県の仲介のもと誠意をもって協議を行うものとする。

(本協定の取締り)

7. 甲及び乙は、必要に応じて本協定遵守についての指導監督のため、水産庁及び長崎県に漁業取締船の派遣を要請することができる。

(罰則)

8. 協定締結船が本協定に違反したことが明らかになった場合、当該違反船は本協定が継続している間、違反が明らかになった日から1年間、協定海域での操業を禁止する。
なお、同一船が2回協定違反を行ったことが明らかになった場合は、当該違反船は現行許可の有効期間中、協定海域での操業を禁止する。
また、協定締結船以外の乙所属の大中型まき網漁船が、本協定に違反したことが明らかになった場合は、その対応を協議する。

(本協定の周知指導)

9. 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため協定海域周辺で操業する漁船に対して本協定内容を周知し遵守させる措置を講じるとともに、指導に努めるものとする。

(有効期間)

10. 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。
ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙の一方から本協定改廃の申し入れがない場合は、さらに有効期間は1年間延長する。

平成17年 1 月 14日

甲 対馬島全漁業協同組合長会会長

乙 長崎県旋網漁業協同組合
代表理事組合長

立会人 水産庁九州漁業調整事務所長

長崎県水産部長



注：署名部分のみ削除した。

(巻末資料1)

対馬西岸海域に関する対馬沿岸漁業と大・中型まき網漁業の操業秩序確保と資源管理のための協定

対馬島全漁業協同組合長会（以下「甲」という。）と長崎県旋網漁業協同組合（以下「乙」という。）は、対馬西岸海域における大・中型まき網漁業と対馬沿岸漁業の操業秩序の確保及び資源管理を目的として、鋭意協議を継続して来たが両者の主張は基本的な部分で平行線であり、その結果として未だ結論を出すには至らず、このままの状態を放置しておくことは操業上のトラブルを招きかねないため、操業秩序の安定を図る観点から暫定的に下記のとおり協定を締結する。

記

(対象海域)

1. 本協定が対象とする海域は次のとおりとする。
長崎県対馬の最大高潮時海岸線から沖合3マイルの線と5マイルの線で囲まれた海域のうち、長崎県壱岐市壱岐島屋鼻突端から同県対馬市厳原町神埼灯台中心点を経て同県対馬市上対馬町三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線からなる線以西の海域（以下「協定海域」という。）。

(大・中型まき網漁業の操業自粛措置)

2. 乙所属の大・中型まき網漁船は、本協定に基づき資源が一定水準に回復するまでの間は、協定海域での操業を周年自粛する。
ただし、本協定別紙1に記載された大・中型まき網漁船4ヶ統（以下「協定締結船」という。）については、11月16日から4月15日まで及び6月1日から6月30日までの間、午後6時から翌日午前5時までの夜間に限って操業できるものとする。

(大・中型まき網漁業の規制措置)

3. 協定締結船は、協定海域において次の規制措置を実施する。
(1) 協定海域において集魚灯は使用しない。ただし、火船の水中灯は0.6キロワット以下を16本以内とし、それ以外の水中灯を設置しない。
(2) 網船、火船、魚探船及び運搬船は、投網開始から水揚げ終了までの間の作業時及び事故等緊急の場合以外には、航海灯等の安全のための灯火以外は使用しない。
(3) 火船の吊り下げ灯（リギン灯）は、10キロワット以内（2.5キロワット以下を4本以内、または、2キロワット以下を×5本以内）とする。

(大・中型まき網漁船の標識)

4. 協定海域においては協定別紙2に記載された標識を見やすい場所に掲示するものとする。

(協定水域の資源管理)

5. 本協定の2及び3に定める大・中型まき網漁業の措置のほか、甲及び乙双方は協定海域における資源管理に努めるものとする。

(巻末資料2)

五島周辺海域における沿岸漁業と大中型まき網漁業の操業秩序維持のための協定

五島漁業協同組合長会、県北漁業協同組合長会及び西彼海区漁業協同組合長会（以下「甲」という。）と長崎県旋網漁業協同組合及び日本遠洋旋網漁業協同組合（以下「乙」という。）は、五島周辺海域における操業秩序の維持のため、以下の通り協定した。

【1. 連絡体制の確保】

- (1) 五島周辺海域にタチウオひき縄漁場が形成された時は、甲は、漁場の位置等の情報を毎日、担当する各海区の事務局を通じ、乙（窓口：長崎県旋網漁業協同組合）に通報する。
- (2) 乙は、この情報を速やかに傘下組合員に通報し、傘下組合員は速やかに所属大中型まき網漁船に通報する。
- (3) 通報を受けた大中型まき網漁船は、甲所属タチウオひき縄漁船の操業に悪影響が出ることをなきよう注意を払った操業を行う。
- (4) 洋上においては、乙所属大中型まき網漁船と甲所属タチウオひき縄漁船は、緊急時のみならず必要に応じ随時連絡を取り合うものとし、それぞれの海区毎に連絡手段を確立しておく。

【2. 甲にとって特に重要な区域の取り扱い】

- (1) 甲は、以下に定めるA～Eの区域は、タチウオひき縄操業において極めて重要な水域であり、当該区域においては、1～3月の間は、乙所属大中型まき網漁船の操業は終日、自粛されるべきとの立場を強く維持する。
- (2) 乙は、A～Eの区域においては甲の立場に最大限の配慮と細心の注意を払う。
- (3) 甲及び乙は、タチウオひき縄漁場が常時A～Eの区域内に形成されるわけではないことにも配慮し、当該区域において、上記1(1)の通報がない場合には、乙所属大中型まき網漁船は秩序ある操業を行うことができることとする。

(各区域の位置：区域図は別添)

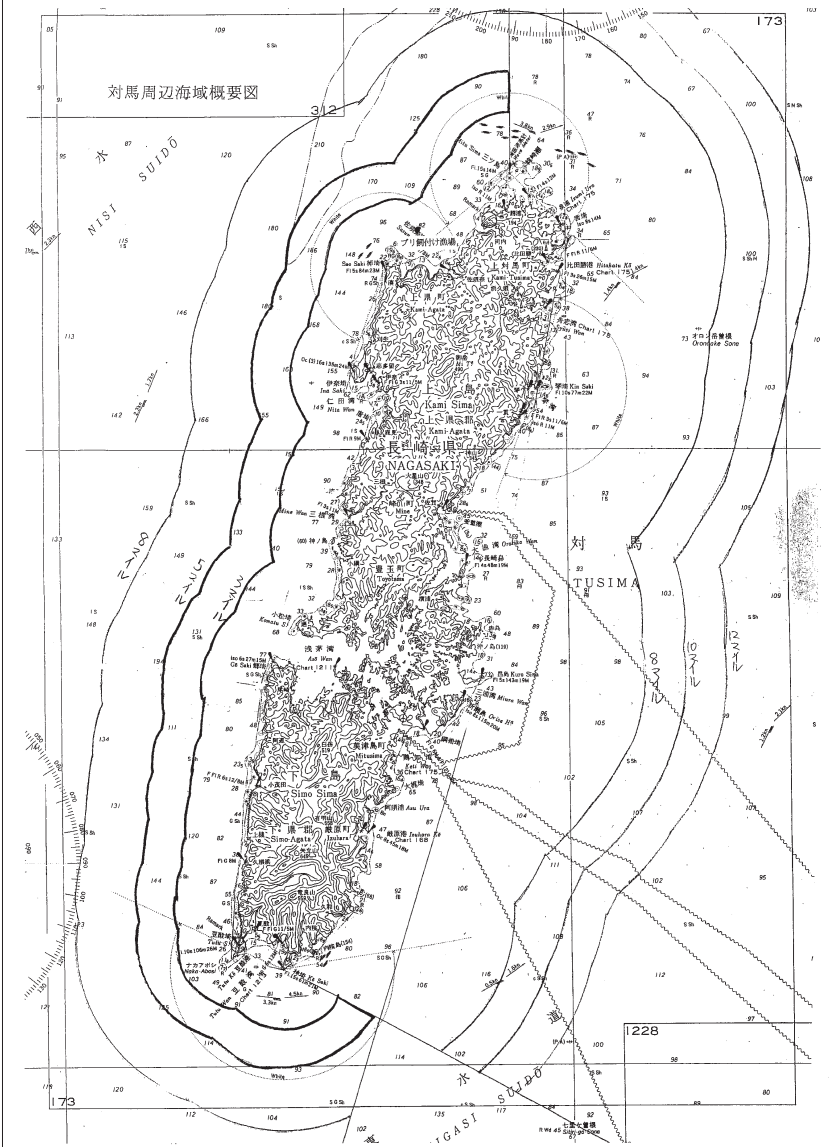
A区域：以下の①、②、③、④及び①の点を順に結んだ直線により囲まれる水域

- ①北緯33度31分、東経129度00分
- ②北緯33度31分、東経129度10分
- ③北緯33度21分、東経129度10分
- ④北緯33度21分、東経129度00分

B区域：以下の①、②、③、④及び①の点を順に結んだ直線により囲まれる水域

- ①北緯33度19分、東経128度36分
- ②北緯33度19分、東経128度46分
- ③北緯33度09分、東経128度46分
- ④北緯33度09分、東経128度36分

(巻末資料1 参考図)



注：海上保安庁発行海図使用

【6. 協定の有効期間】

- (1) 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。
 (2) 但し、有効期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙の一方から改廃の申し入れがない限り、有効期間は1年間延長される。

平成19年12月10日

甲

五島漁業協同組合長会長



県北漁業協同組合長会長



西彼海区漁業協同組合長会長



乙

長崎県旋網漁業協同組合代表理事組合長



日本遠洋旋網漁業協同組合代表理事組合長



立会人

水産庁九州漁業調整事務所長



長崎県水産部長



長崎県漁業協同組合連合会长



注：署名部分のみ削除した。

C区域：以下の①、②、③、④及び①の点を順に結んだ直線により囲まれる水域

- ①北緯33度02分、東経128度23分
 ②北緯33度02分、東経128度33分
 ③北緯32度50分、東経128度33分
 ④北緯32度50分、東経128度23分

D区域：以下の①、②、③、④及び①の点を順に結んだ直線により囲まれる水域

- ①北緯32度43分、東経129度14分
 ②北緯32度43分、東経129度24分
 ③北緯32度33分、東経129度24分
 ④北緯32度33分、東経129度14分

E区域：以下の①、②、③、④及び①の点を順に結んだ直線により囲まれる水域

- ①北緯33度33分、東経129度15分
 ②北緯33度33分、東経129度22分
 ③北緯33度23分、東経129度22分
 ④北緯33度23分、東経129度15分

【3. 処理委員会の設置】

- (1) 本協定の実施において問題や疑義が生じた場合は、甲又は乙いずれか一方の申し入れにより、速やかに、双方の実務関係者から構成される処理委員会が開催される。
 (2) 処理委員会においては、提起された事案に対する、事実関係の究明、関係者（及び船舶）に対する処置、再発防止に向けた善後策を協議する。
 (3) 甲及び乙は処理委員会の協議事項が遵守されるよう、適切な処置をとる。
 (4) 処理委員会の協議結果は、5. に定める定期協議に報告される。

【4. 水産庁及び長崎県への要請】

甲又は乙は、必要に応じ、監督官庁である水産庁及び長崎県に対し、洋上での監督指導のために所属船舶の派遣を要請する。

【5. 定期協議の開催】

- (1) 甲及び乙は、少なくとも年1回定期的に、水産庁及び長崎県の仲介のもと、誠意を持って定期協議を行う。
 (2) 定期協議においては、以下の事項を協議する。
 ①本協定の実施状況（処理委員会の報告を含む）
 ②本協定における甲及び乙の協力関係
 ③その他必要と認められる事項

(巻末資料3)

暫 定 合 意 書

吉崎市漁業協同組合長会（以下「甲」という。）及び日本遠洋旋網漁業協同組合、山陰旋網漁業協同組合並びに長崎県旋網漁業協同組合（以下「乙」という。）は、長崎県吉岐周辺海域における沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整会議において、操業トラブルを回避するため、下記のとおり暫定合意したことを確認する。

記

1. 乙は、漁場競合の回避のため、乙所屬大中型まき網漁船が七里ヶ曾根周辺における沿岸漁船の操業に、周年（荒天や沖止め時も含む）、近づかないよう指導を徹底する。
2. このため、甲は、甲所屬沿岸漁船の漁業種類や操業位置などの情報を取りまとめ、毎月月末に乙に通報する。
乙は、この情報を速やかに傘下組合員に通報し、傘下組合員は速やかに乙所屬大中型まき網漁船に通報する。
3. 甲所屬沿岸漁船と乙所屬大中型まき網漁船との間でトラブルが生じそう又は生じた際には、直ちに甲及び乙並びに九州漁業調整事務所の間で迅速に連絡がとれるよう体制を整えておく。
さらに、必要に応じて、甲又は乙いずれか一方の申し入れにより、速やかに、双方の実務関係者が協議を行う処理委員会を設置する。
4. 甲及び乙は、傘下組合員に対し、この合意内容を周知徹底し、トラブル防止に努める。
5. 甲及び乙は、誠意を持って定期的に協議を行うこととし、当面は6ヶ月ごとに行う。また、甲ないし乙がこの合意に反する行為を行ったと確認された場合には、操業禁止水域の見直しも含め緊急に協議する。

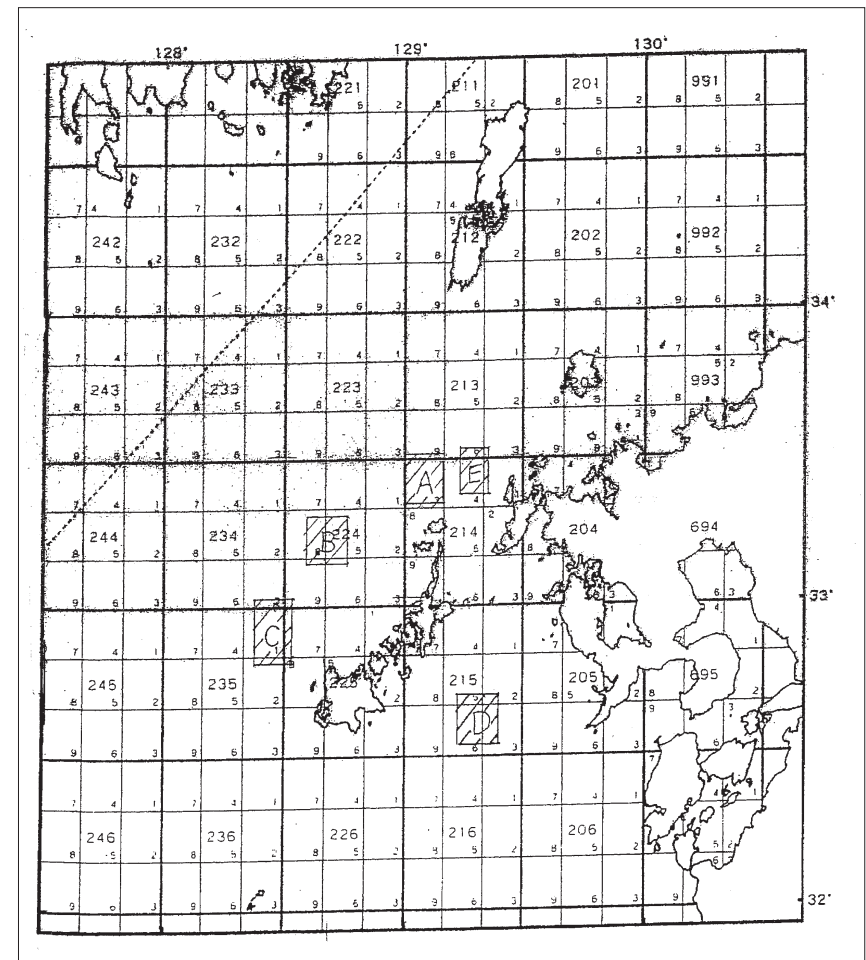
この暫定合意書の証として正本11通を作成し、甲、乙及び立会人がそれぞれ1通を保有する。

平成20年3月11日

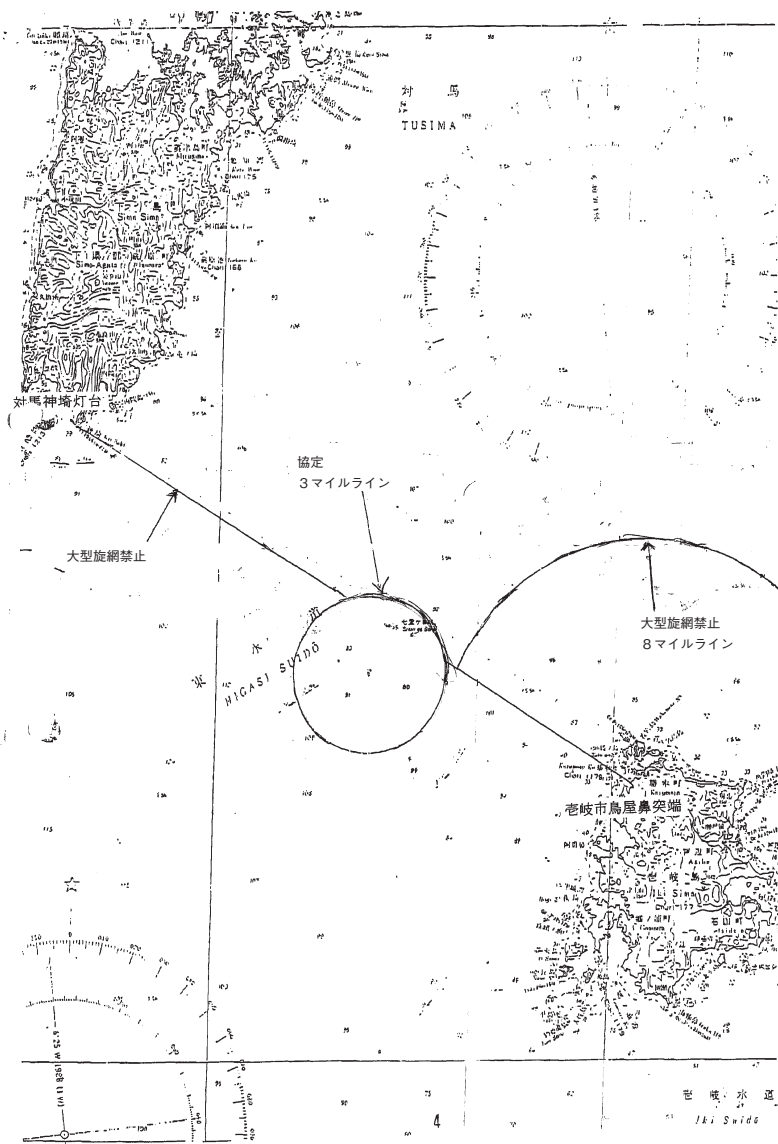
甲 吉崎市漁業協同組合長会会長
勝本町漁業協同組合代表理事組合長

注：署名部分のみ削除した。

(巻末資料2 参考図)



(巻末資料3 参考図)



注：海上保安庁発行海図使用

老岐東部漁業協同組合代表理事組合長

郷ノ浦町漁業協同組合代表理事組合長

箱崎漁業協同組合代表理事組合長

石田町漁業協同組合代表理事組合長

乙 日本遠洋旋網漁業協同組合代表理事組合長

山陰旋網漁業協同組合代表理事組合長

長崎県旋網漁業協同組合代表理事組合長

立会人 水産庁資源管理部沿岸沖合課長

水産庁九州漁業調整事務所長

長崎県水産部資源管理課長

注：署名部分のみ削除した。

時事余聞

◇：ロシアの政府視察団が北方領土の択捉、国後両島を訪れた。ロシアの政府要人が北方領土に踏み入れるのは、東日本大震災後初めてである。狙いは、ロシアの実効支配を

世界に知らしめるためだ。ロシアは既に択捉島で新空港を建設中である。北方領土での軍備増強を着々と進めている。今後の訪問ではイワノフ副首相は「空港や道路の整備なしに発展はない」と話している。地熱発電所の必要性も指摘している。二〇一五年までの開発予算は現行の倍、三二〇億ルーブル（約八九〇億円）に増やした。更に金や希少金属レニウムの開発計画まで考えている。ここに至ってロシアの強硬姿勢が一段と鮮明になった。

◇：日本側は外務省が駐日ロシア大使に電話で「極めて遺憾だ」と抗議したにとどまっている。外交とは結局は軍事力の勝負である。日本を支えているのは日米安保条約が唯一の頼み。これを背景に大国ロシアとの外交はハナから先はみえている。日米安保条約にしても日本はいまもって集団的自衛権を持たない。米国は日本に求めている。

しかし日本は「国際法上は持っているが、憲法上は行使できない」との見解。他国が武力侵攻を受けたとき、その救援のために軍隊を派遣するのだ。それは憲法上できないというもの。

◇：これでは軍事同盟国として何とも頼りがいがない。なにしろ戦線が拡大し、日本の護衛艦から給油中の米軍艦が敵から攻められた際、護衛艦は米軍艦を見捨てて後方へ退避しなければいけない。同盟国として現実にはそうしたことが許されるはずはない。日米安保条約をしつかり守るためにはきちんとした整理が必要だろう。

◇：湾岸戦争が終結した後、クウェート政府がワシントンポスト紙に「米」と題する全面広告を発表した。日本はこの戦争で総額一三〇億ドルの巨額資金を供与した。しかし発表された世界三〇カ国の中に日本の国名はなかった。ロシアはいまや北方領土に對し露骨なまでの野望を押しつけてきた。日米同盟のより緊密な提携が迫られている。(K)

編集後記

長崎県は北海道に次ぐ水産県です。その基幹漁業はまき網漁業で県の漁獲量の三分の二を占めています。しかし、東シナ海漁場での韓国、中国との漁場競合が激しく、それに資源の減少などが加わり、平成十四年以降は十万吨台とピーク時の一九%ほどに激減しています。まき網漁船の船齢も二十年以上経っているものが多く代船建造も思うにまかせない状況です。しかし、こうした苦境を打解すべく、様々な取り組みも進められています。うです。筆者に心から感謝申し上げます。

「水産振興」 第五二二号

平成二十三年五月一日発行

(非売品)

編集兼
発行人 中澤 齊 彬

発行所

〒104-0055
東京都中央区豊海町五番九号
東京水産会館五階

財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三三三三八二一

FAX ☎ 三三三八二一六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十三年五月一日発行（毎月一回一日発行）五二一号（第四十五卷五号）